

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第13号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「正午から午後8時45分まで」を「午前11時30分から午後8時15分まで」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)